

STOP！不法投棄クイズ

正解だと思う答えの番号に○をつけてください。

【問題】

1.問：令和6年度のさいたま市における不法投棄の件数は？

答：① 約470件 ② 約530件 ③ 約1,100件

2.問：令和6年度の緑区不法投棄の件数は？

答：① 約80件 ② 約150件 ③ 約230件

3.問：10区の中で緑区の不法投棄件数は何番目に多い？

答：① 1番 ② 3番 ③ 6番

4.問：不法投棄は犯罪ですが、個人で捨てた場合の罰金は？

答：① 10万円以下 ② 100万円以下 ③ 1,000万円以下

5.問：会社（法人）が捨てた場合の罰金は？

答：① 3億円以下 ② 3,000万円以下 ③ 300万円以下

何問正解できるかな？
正解のヒントは裏面。



不法投棄は
しない・させない・ゆるさない！

さいたま市不法投棄 110 番

不法投棄を
発見したら、
すぐに通報
してください



さいたま市環境キャラクター
「さいちゃん」

STOP!
不法投棄は
犯罪です



フリーダイヤル ゴミナシサイ

0120-5374-31 ちゃん

開庁時間外は音声ガイダンスによる対応になります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、みだりにごみを投棄することは禁止されており、不法投棄を行った者は罰則に処せられます。

廃棄物処理法第25条及び第32条

- 個人の場合は5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方。
- 法人の場合は3億円以下の罰金。

さいたま市の不法投棄の状況

（総計 R5=471件、R6=526件）

